

下水道法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）（抄）

..... 1

改正案	現行
<p>（放流水の水質の技術上の基準）</p> <p>第六条 法第八条（法第二十五条の三十において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質の技術上の基準は、雨水の影響の少ない時において、次の各号に掲げる項目について、当該各号に定める数値とする。この場合において、当該数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。</p> <p>一 水素イオン濃度 水素指数五・八以上八・六以下</p> <p>二 大腸菌数 一ミリリットルにつき八百コロニー形成単位以下</p> <p>三 浮遊物質 一リットルにつき四十ミリグラム以下</p> <p>四 生物化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量 第五条の五第二項に規定する計画放流水質に適合する数値</p> <p>2 前項に定めるもののほか、合流式の公共下水道（流域関連公共下水道を除く。）からの放流水又は合流式の流域下水道及びそれに接続している全ての合流式の流域関連公共下水道からの放流水の水質についての法第八条に規定する政令で定める技術上の基準は、国土交通省令・環境省令で定める降雨による雨水の影響が大きい時において、合流式の公共下水道（流域関連公共下水道を除く。）の各吐口又は合流式の流域下水道及びそれに接続している全ての合流式の流域関連公共下水道の各吐口からの放流水に含まれる生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量の総量を、当該各吐口からの放流水の総量で除した数値が、一リットルにつき五日間に四十ミリグラム以下であることとする。この場合において、これらの総量は、国土交通省令・環境省令で定める方法により</p>	<p>（放流水の水質の技術上の基準）</p> <p>第六条 法第八条（法第二十五条の三十において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質の技術上の基準は、雨水の影響の少ない時において、次の各号に掲げる項目について、それぞれ当該各号に定める数値とする。この場合において、当該数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。</p> <p>一 水素イオン濃度 水素指数五・八以上八・六以下</p> <p>二 大腸菌群数 一立方センチメートルにつき三千個以下</p> <p>三 浮遊物質 一リットルにつき四十ミリグラム以下</p> <p>四 生物化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量 第五条の五第二項に規定する計画放流水質に適合する数値</p> <p>2 前項に定めるもののほか、合流式の公共下水道（流域関連公共下水道を除く。）からの放流水又は合流式の流域下水道及びそれに接続しているすべての合流式の流域関連公共下水道からの放流水の水質についての法第八条に規定する政令で定める技術上の基準は、国土交通省令・環境省令で定める降雨による雨水の影響が大きい時において、合流式の公共下水道（流域関連公共下水道を除く。）の各吐口又は合流式の流域下水道及びそれに接続しているすべての合流式の流域関連公共下水道の各吐口からの放流水に含まれる生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量の総量を、当該各吐口からの放流水の総量で除した数値が、一リットルにつき五日間に四十ミリグラム以下であることとする。この場合において、これらの総量は、国土交通省令・環境省令で定める方法により</p>

測定し、又は推計した場合における総量とする。

3 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により、第一項各号に掲げる項目について同項各号に定める基準より厳しい排水基準が定められ、又は同項各号に掲げる項目以外の項目についても排水基準が定められている放流水については、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該項目に係る水質の基準とする。

4 前三項の規定によるもののほか、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第八条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例により、同条第一項の排出基準のうち同法第二条第四項に規定する排出水に係るもの（以下「水質排出基準」という。）が定められている放流水については、その水質排出基準を同条第一項に規定するダイオキシン類（以下単に「ダイオキシン類」という。）の量に係る水質の基準とする。

（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準）

第九条の四 法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準は、水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第一号から第三十三号までに掲げる物質について、ダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第三十四号に掲げる物質について、当該各号に定める数値とする。

- 一 カドミウム及びその化合物 一リットルにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム以下
- 二 シアン化合物 一リットルにつきシアン一ミリグラム以下
- 三 有機燐化合物 一リットルにつき一ミリグラム以下
- 四 鉛及びその化合物 一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム以下

より測定し、又は推計した場合における総量とする。

3 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により、第一項各号に掲げる項目について同項各号に定める基準より厳しい排水基準が定められ、又は同項各号に掲げる項目以外の項目についても排水基準が定められている放流水については、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該項目に係る水質の基準とする。

4 前三項の規定によるもののほか、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第八条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例により、同条第一項の排出基準のうち同法第二条第四項に規定する排出水に係るもの（以下「水質排出基準」という。）が定められている放流水については、その水質排出基準を同条第一項に規定するダイオキシン類（以下単に「ダイオキシン類」という。）の量に係る水質の基準とする。

（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準）

第九条の四 法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準は、水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第一号から第三十三号までに掲げる物質について、ダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第三十四号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に定める数値とする。

- 一 カドミウム及びその化合物 一リットルにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム以下
- 二 シアン化合物 一リットルにつきシアン一ミリグラム以下
- 三 有機燐化合物 一リットルにつき一ミリグラム以下
- 四 鉛及びその化合物 一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム以下

- 五 六価クロム化合物 一リットルにつき六価クロム〇・二ミリグラム以下
- 六 砒素及びその化合物 一リットルにつき砒素〇・一ミリグラム以下
- 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム以下
- 八 アルキル水銀化合物 検出されないこと。
- 九 ポリ塩化ビフェニル 一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下
- 十 トリクロロエチレン 一リットルにつき〇・一ミリグラム以下
- 十一 テトラクロロエチレン 一リットルにつき〇・一ミリグラム以下
- 十二 ジクロロメタン 一リットルにつき〇・二ミリグラム以下
- 十三 四塩化炭素 一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下
- 十四 一・二―ジクロロエタン 一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下
- 十五 一・一―ジクロロエチレン 一リットルにつき一ミリグラム以下
- 十六 シス―一・二―ジクロロエチレン 一リットルにつき〇・四ミリグラム以下
- 十七 一・一・一―トリクロロエタン 一リットルにつき三ミリグラム以下
- 十八 一・一・二―トリクロロエタン 一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下
- 十九 一・三―ジクロロプロペン 一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下
- 二十 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム） 一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下
- 二十一 二―クロロ―四・六―ビス（エチルアミノ）―s―トリ

- 五 六価クロム化合物 一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム以下
- 六 砒素及びその化合物 一リットルにつき砒素〇・一ミリグラム以下
- 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム以下
- 八 アルキル水銀化合物 検出されないこと。
- 九 ポリ塩化ビフェニル 一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下
- 十 トリクロロエチレン 一リットルにつき〇・一ミリグラム以下
- 十一 テトラクロロエチレン 一リットルにつき〇・一ミリグラム以下
- 十二 ジクロロメタン 一リットルにつき〇・二ミリグラム以下
- 十三 四塩化炭素 一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下
- 十四 一・二―ジクロロエタン 一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下
- 十五 一・一―ジクロロエチレン 一リットルにつき一ミリグラム以下
- 十六 シス―一・二―ジクロロエチレン 一リットルにつき〇・四ミリグラム以下
- 十七 一・一・一―トリクロロエタン 一リットルにつき三ミリグラム以下
- 十八 一・一・二―トリクロロエタン 一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下
- 十九 一・三―ジクロロプロペン 一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下
- 二十 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム） 一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下
- 二十一 二―クロロ―四・六―ビス（エチルアミノ）―s―トリ

アジン（別名シマジン） 一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下

二十二 S―四―クロロベンジル||N・N―ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ） 一リットルにつき〇・二ミリグラム以下

二十三 ベンゼン 一リットルにつき〇・一ミリグラム以下

二十四 セレン及びその化合物 一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム以下

二十五 ほう素及びその化合物 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合は、一リットルにつきほう素十ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合は、一リットルにつきほう素二百三十ミリグラム以下

二十六 ふつ素及びその化合物 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合は、一リットルにつきふつ素八ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合は、一リットルにつきふつ素十五ミリグラム以下

二十七 一・四―ジオキサン 一リットルにつき〇・五ミリグラム以下

二十八 フェノール類 一リットルにつき五ミリグラム以下

二十九 銅及びその化合物 一リットルにつき銅三ミリグラム以下

三十 亜鉛及びその化合物 一リットルにつき亜鉛二ミリグラム以下

アジン（別名シマジン） 一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下

二十二 S―四―クロロベンジル||N・N―ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ） 一リットルにつき〇・二ミリグラム以下

二十三 ベンゼン 一リットルにつき〇・一ミリグラム以下

二十四 セレン及びその化合物 一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム以下

二十五 ほう素及びその化合物 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合は、一リットルにつきほう素十ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合は、一リットルにつきほう素二百三十ミリグラム以下

二十六 ふつ素及びその化合物 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合は、一リットルにつきふつ素八ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合は、一リットルにつきふつ素十五ミリグラム以下

二十七 一・四―ジオキサン 一リットルにつき〇・五ミリグラム以下

二十八 フェノール類 一リットルにつき五ミリグラム以下

二十九 銅及びその化合物 一リットルにつき銅三ミリグラム以下

三十 亜鉛及びその化合物 一リットルにつき亜鉛二ミリグラム以下

- 三十一 鉄及びその化合物（溶解性） 一リットルにつき鉄十ミリグラム以下
- 三十二 マンガン及びその化合物（溶解性） 一リットルにつきマンガン十ミリグラム以下
- 三十三 クロム及びその化合物 一リットルにつきクロム二ミリグラム以下
- 三十四 ダイオキシソ類 一リットルにつき十ピコグラム以下
- 2 前項各号に定める数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。
- 3 第一項第三十四号に定める数値は、ダイオキシソ類の量をその毒性に応じて国土交通省令・環境省令で定めるところにより二・三・七・八―四塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシソの量に換算した数値とする。
- 4 水質汚濁防止法第三条第三項又はダイオキシソ類対策特別措置法第八条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について第一項に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合においては、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該物質に係る水質の基準とする。
- 5 特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法若しくはダイオキシソ類対策特別措置法の規定による環境省令により、又は水質汚濁防止法第三条第三項若しくはダイオキシソ類対策特別措置法第八条第三項の規定による条例により、当該下水について第一項の基準（前項の規定が適用される場合にあつては、同項の基準）より緩やかな排水基準が適用されるときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、その排水基準を当該下水についての当該物質に係る水質の基準とする。

- 三十一 鉄及びその化合物（溶解性） 一リットルにつき鉄十ミリグラム以下
- 三十二 マンガン及びその化合物（溶解性） 一リットルにつきマンガン十ミリグラム以下
- 三十三 クロム及びその化合物 一リットルにつきクロム二ミリグラム以下
- 三十四 ダイオキシソ類 一リットルにつき十ピコグラム以下
- 2 前項各号に定める数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。
- 3 第一項第三十四号に定める数値は、ダイオキシソ類の量をその毒性に応じて国土交通省令・環境省令で定めるところにより二・三・七・八―四塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシソの量に換算した数値とする。
- 4 水質汚濁防止法第三条第三項又はダイオキシソ類対策特別措置法第八条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について第一項に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合においては、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該物質に係る水質の基準とする。
- 5 特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法若しくはダイオキシソ類対策特別措置法の規定による環境省令により、又は水質汚濁防止法第三条第三項若しくはダイオキシソ類対策特別措置法第八条第三項の規定による条例により、当該下水について第一項の基準（前項の規定が適用される場合にあつては、同項の基準）より緩やかな排水基準が適用されるときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、その排水基準を当該下水についての当該物質に係る水質の基準とする。

(除害施設の設置等に関する条例の基準)

第九条の十一 法第十二条の十一第一項第二号に規定する政令で定める基準は、同号の条例において次の各号に掲げる項目(第四号又は第五号に掲げる項目にあつては、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は磷含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この項及び次項において同じ。)に排除される下水に係るものに限る。)又は物質に関して水質の基準を定めること及び当該水質の基準が当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならないこととする。

一 第九条第一項第一号に掲げる項目 四十五度未満

二 第九条の五第一項第一号から第四号までに掲げる項目 それぞれこれらの号に定める数値

三 第九条の五第一項第五号に掲げる項目 同号に定める数値。

ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について同号に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合にあつては、その数値とする。

四 窒素含有量 一リットルにつき二百四十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

五 磷含有量 一リットルにつき三十二ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

六 第九条第一項第一号に掲げる項目及び第九条の五第一項各号

(除害施設の設置等に関する条例の基準)

第九条の十一 法第十二条の十一第一項第二号の規定による条例は、次の各号に掲げる項目(第四号又は第五号に掲げる項目にあつては、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は磷含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この項及び次項において同じ。)に排除される下水に係るものに限る。)又は物質に関して水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

一 第九条第一項第一号に掲げる項目 四十五度未満

二 第九条の五第一項第一号から第四号までに掲げる項目 それぞれ当該各号に定める数値

三 第九条の五第一項第五号に掲げる項目 同号に定める数値。

ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について同号に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合にあつては、その数値とする。

四 窒素含有量 一リットルにつき二百四十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

五 磷含有量 一リットルにつき三十二ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

六 第九条の四第一項各号に掲げる物質以外の物質又は第九条第

に掲げる項目以外の項目又は第九条の四第一項各号に掲げる物質以外の物質で、条例により当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第九条の五第一項第三号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。）当該排水基準に係る数値

2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に係る前項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる項目（同項第四号又は第五号に掲げる項目にあつては、同項に規定する下水に係るものに限る。）に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量がその処理施設で処理される汚水の量の四分の一以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、同項の基準より厳しいものとすることができる。この場合においては、その水質は、次の各号に掲げる項目に関し、当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

一 温度 四十度未満

二 アンモニウム性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 一リットルにつき百二十五ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。

三 水素イオン濃度 水素指数五・七を超え八・七未満

四 生物化学的酸素要求量 一リットルにつき五日間に三百ミリグラム未満

五 浮遊物質 一リットルにつき三百ミリグラム未満

六 窒素含有量 一リットルにつき百五十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条

一項第一号に掲げる項目及び第九条の五第一項各号に掲げる項目以外の項目で、条例により当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第九条の五第一項第三号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）当該排水基準に係る数値

2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に係る前項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる項目（同項第四号又は第五号に掲げる項目にあつては、同項に規定する下水に係るものに限る。）に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量がその処理施設で処理される汚水の量の四分の一以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、同項の基準より厳しいものとすることができる。この場合においては、その水質は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

一 温度 四十度未満

二 アンモニウム性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 一リットルにつき百二十五ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。

三 水素イオン濃度 水素指数五・七を超え八・七未満

四 生物化学的酸素要求量 一リットルにつき五日間に三百ミリグラム未満

五 浮遊物質 一リットルにつき三百ミリグラム未満

六 窒素含有量 一リットルにつき百五十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条

例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。

七 燐含有量 一リットルにつき二十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。

3 第一項第一号、第四号及び第五号並びに前項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

(公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者の資格)

第十五条 法第二十二條第一項（法第二十五條の三十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下この条及び第十五條の三において同じ。）の土木工学科、衛生工学科若しくはこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目を修めて卒業した者又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計（事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。以下この条において同じ。）を行わせる場合 五年以上下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設（以下この条において「下水道等」と

例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。

七 燐含有量 一リットルにつき二十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。

3 第一項第一号、第四号及び第五号並びに前項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

(公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者の資格)

第十五条 法第二十二條第一項（法第二十五條の三十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下この条及び第十五條の三において同じ。）の土木工学科、衛生工学科若しくはこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、計画設計（事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。以下この条において同じ。）を行わせる場合については七年以上、処理施設又はポンプ施設に係る実施設計（計画設計に基づく具体的な設計をいう。）又は工事の監督管理（以下これをこの条において「処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等」という。）を行わせる場合については二年以上、排水施設に

いう。)に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ロ 処理施設又はポンプ施設に係る実施設計(計画設計に基づく具体的な設計をいう。ハにおいて同じ。)又は工事の監督管理(以下この条において「処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等」という。)を行わせる場合 一年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 排水施設に係る実施設計又は工事の監督管理(以下この条において「排水施設に係る監督管理等」という。)を行わせる場合 一年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二| 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科、電気工学科、機械工学科又はこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 六年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、三年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ロ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理を行わせる場合 三年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 排水施設に係る監督管理を行わせる場合 一年六月以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三| 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。第十五条の三第三号において同じ。)若しくは高等

係る実施設計又は工事の監督管理(以下これらをおのこの条において「排水施設に係る監督管理等」という。)を行わせる場合については一年以上下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設(以下この条において「下水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(計画設計を行わせる場合にあつては三年六月以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理を行わせる場合にあつては一年以上、排水施設に係る監督管理を行わせる場合にあつては六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

二| 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、計画設計を行わせる場合については八年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理を行わせる場合については三年以上、排水施設に係る監督管理を行わせる場合については一年六月以上下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(計画設計を行わせる場合にあつては四年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理を行わせる場合にあつては一年六月以上、排水施設に係る監督管理を行わせる場合にあつては一年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

三| 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。第十五条の三第三号において同じ。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。)、計画設計を行わせる場合については十年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理を行わせる場合については五年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合については二年六月以上下水道等に関する技

専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。同号において同じ。）であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 八年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、四年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ロ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合 五年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 排水施設に係る監督管理等を行わせる場合 二年六月以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 十年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、五年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ロ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合 七年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、三年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 排水施設に係る監督管理等を行わせる場合 三年六月以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年以上上下

水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（計画設計を行わせる場合にあつては五年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては二年六月以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、計画設計を行わせる場合については十二年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については七年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合については三年六月以上下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（計画設計を行わせる場合にあつては六年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては三年六月以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては二年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

五 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については十年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合については五年以上下水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては五年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては二年六月以上下水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

六 国土交通省令で定めるところにより、前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。

七 次の表の上欄に掲げる技術検定に合格した者で、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上下

水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

五 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）第四条第一項の第一種技術検定に合格した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 三年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ロ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合 一年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 排水施設に係る監督管理等を行わせる場合 一年以上下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

六 日本下水道事業団法施行令第四条第一項の第二種技術検定に合格した者であつて、前号ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号ロ又はハに定めるものであること。

七 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の規定による土木施工管理に係る一級の第二次検定に合格した者であつて、第二号ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号ロ又はハに定めるものであること。

八 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）の規定による第二次試験のうち国土交通大臣が定める技術部門に合格した者（国土交通大臣が定める選択科目を選択した者に限る。）であること。

九 前各号に掲げるもののほか、イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者であること。

イ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合 十年以上下水道等の工事に関する技術上の実務に従事し、かつ、五年以上下水道の工事に関する技術上の実務に従事し

水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（計画設計を行わせる場合にあつては一年六月以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）であること。

日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）第四条第一項の第一種技術検定	計画設計を行わせる場合	五年
	処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合	二年
日本下水道事業団法施行令第四条第一項の第二種技術検定	排水施設に係る監督管理等を行わせる場合	一年
	処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合	二年
八 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）の規定による第二次試験のうち国土交通大臣が定める技術部門に合格した者（国土交通大臣が定める選択科目を選択した者に限る。）であること。	排水施設に係る監督管理等を行わせる場合	一年

八 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）の規定による第二次試験のうち国土交通大臣が定める技術部門に合格した者（国土交通大臣が定める選択科目を選択した者に限る。）であること。

た経験を有する者

ロ 排水施設に係る監督管理等を行わせる場合 五年以上上下水道等の工事に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上下水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

十 国土交通省令で定めるところにより、前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。

(公共下水道又は流域下水道の維持管理を行う者の資格)

第十五条の三 法第二十二条第二項(法第二十五条の三十において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

一 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科若しくはこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目を修めて卒業した者又は旧大学令による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、二年以上下水道、上水道、工業用水道、し尿処理施設その他国土交通大臣及び環境大臣が定める施設(以下この条において「下水道等」という。)の維持管理に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

二 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科、電気工学科、機械工学科又はこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した者であつて、三年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

三 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、五年以上上下

(公共下水道又は流域下水道の維持管理を行う者の資格)

第十五条の三 法第二十二条第二項(法第二十五条の三十において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

一 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科若しくはこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、二年以上下水道、上水道、工業用水道、し尿処理施設その他国土交通大臣及び環境大臣が定める施設(以下この条において「下水道等」という。)の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(一年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

二 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、三年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(一年六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

三 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、五年以上下水道等の維持管理に関する技

水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、七年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事し、かつ、三年六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(削る)

(削る)

五 日本下水道事業団法施行令第四条第一項の第三種技術検定に合格した者であつて、二年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

六 技術士法の規定による第二次試験のうち国土交通大臣及び環境大臣が定める技術部門に合格した者(国土交通大臣及び環境大臣が定める選択科目を選択した者に限る。)であること。

七 前各号に掲げるもののほか、十年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事し、かつ、五年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

八 国土交通省令・環境省令で定めるところにより、前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。

術上の実務に従事した経験を有する者(二年六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(三年六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験に有する者に限る。)であること。

五 十年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(五年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

六 国土交通省令・環境省令で定めるところにより、前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。

七 日本下水道事業団法施行令第四条第一項の第三種技術検定に合格した者で、二年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

八 技術士法による第二次試験のうち国土交通大臣及び環境大臣が定める技術部門に合格した者(国土交通大臣及び環境大臣が定める選択科目を選択した者に限る。)であること。

(新設)

(新設)